

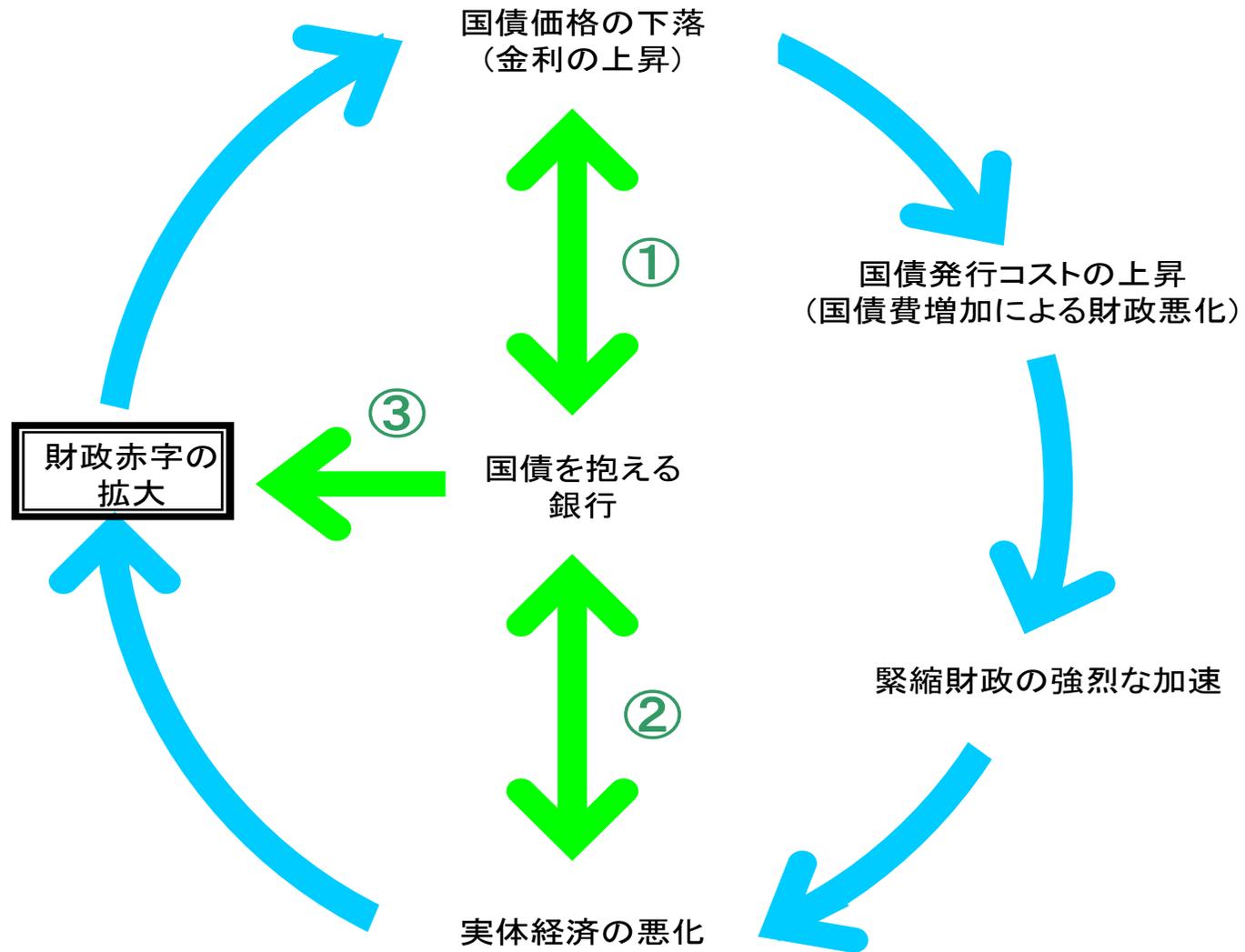
金融・資本市場の最近の動向と 金融行政上の課題

平成24年9月12日

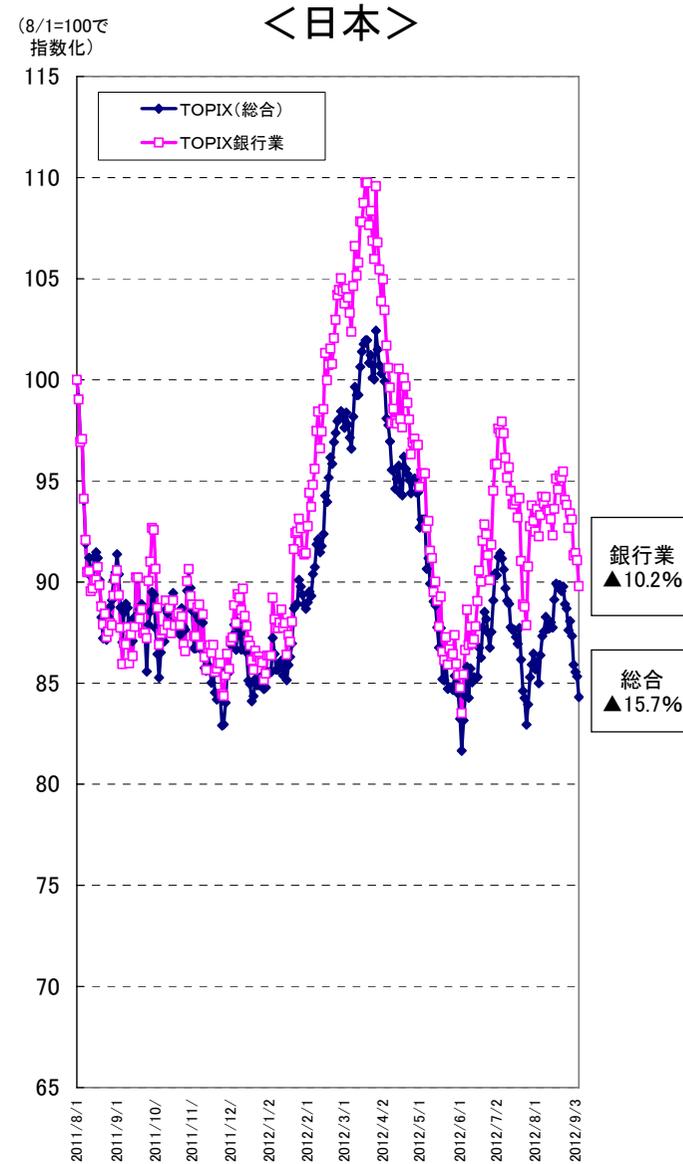
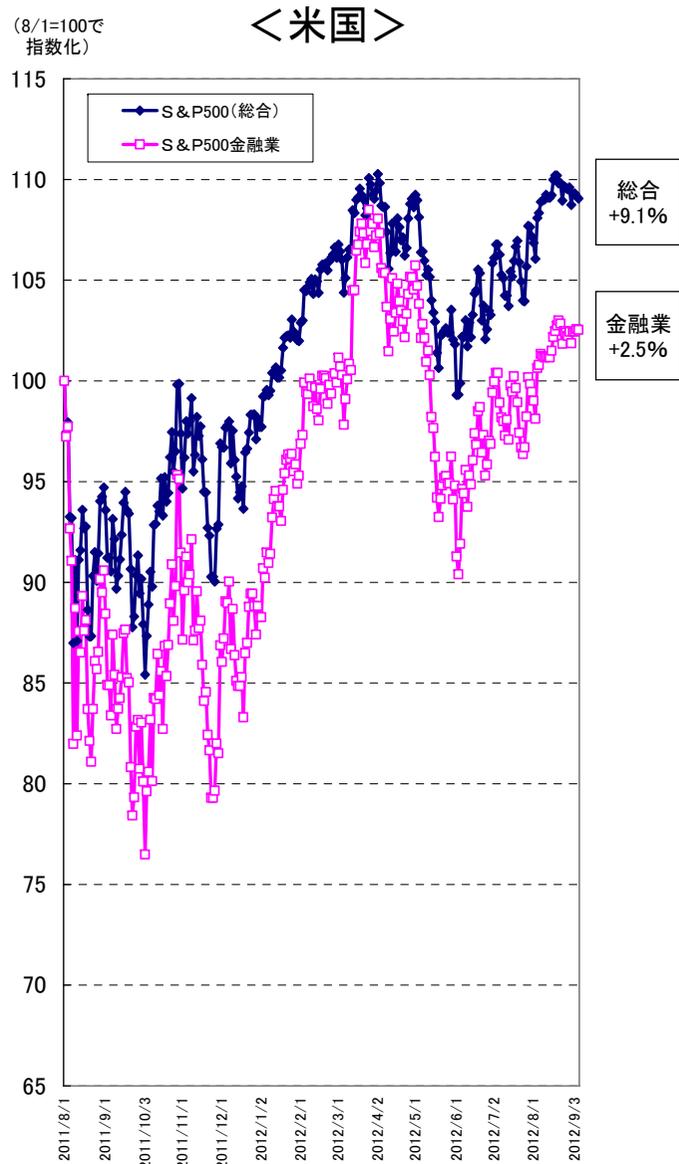
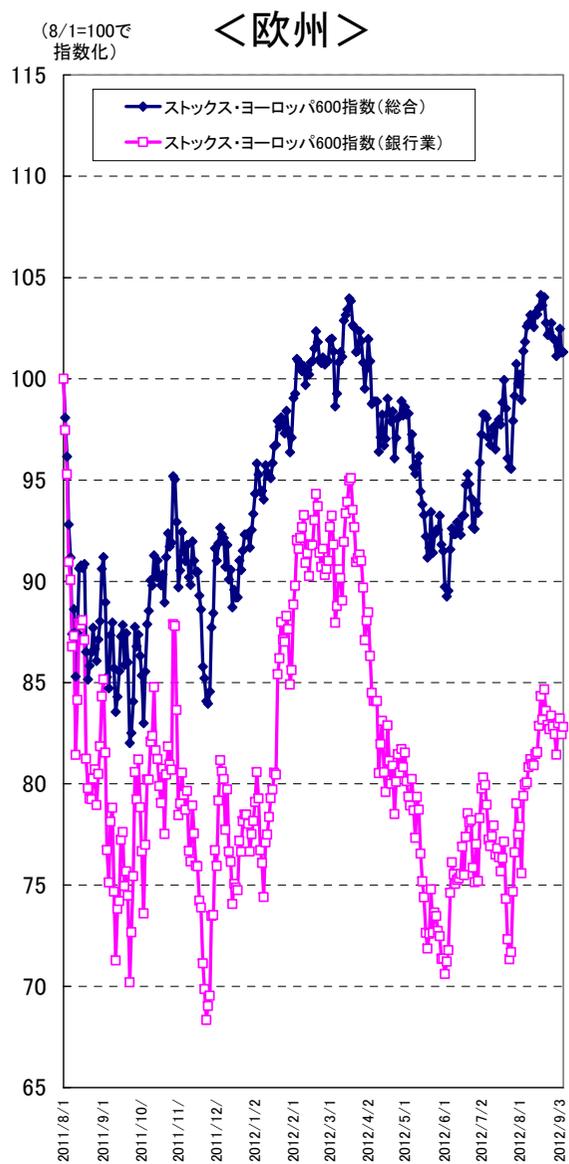
金融庁長官 畑中龍太郎



ソブリンリスクの波及経路



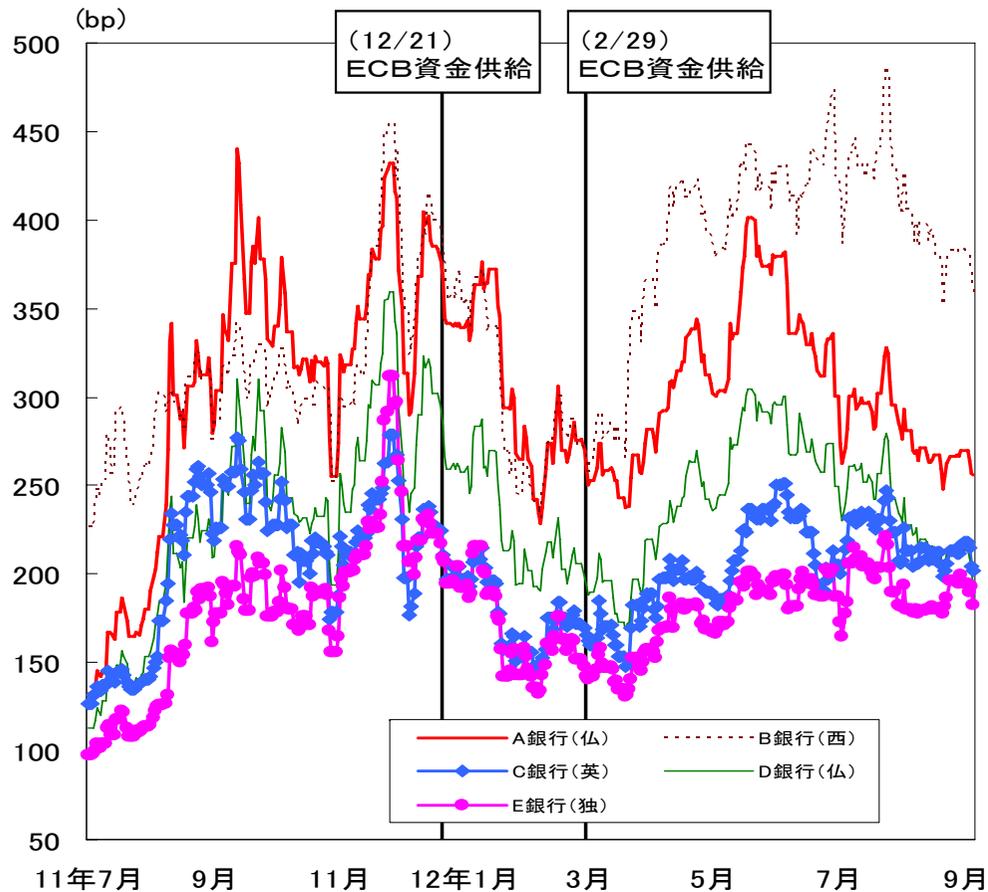
各国の株価と銀行業株価の推移(昨年8月1日以降)



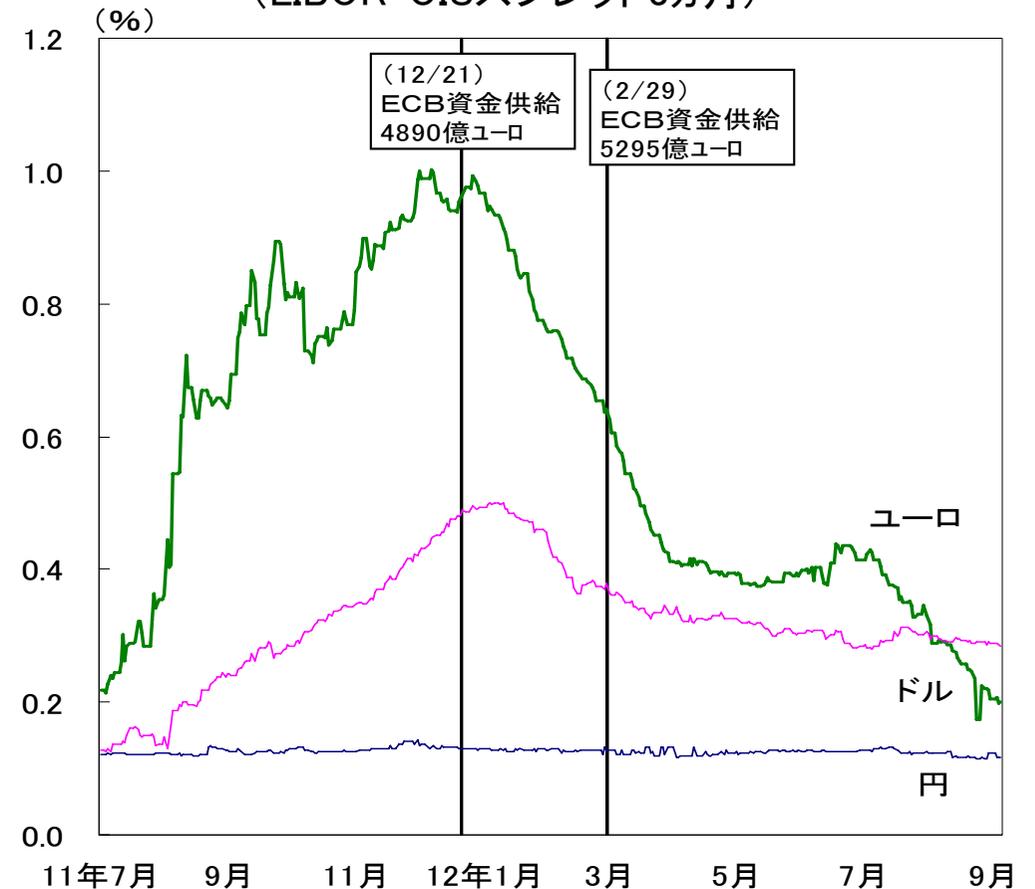
欧州銀行の信用リスクの状況

昨年後半にかけ、欧州の銀行に対する不安が拡大、これらの銀行の資金調達コストも拡大。その後、ECBによる資金供給もあり、流動性懸念はひとまず後退。

欧州銀行のCDSの推移



銀行間の資金調達金利の推移
(LIBOR-OISスプレッド3ヵ月)



(資料) Bloomberg

(注) LIBOR-OISスプレッドとは、銀行が互いに資金をやり取りする際の金利から、金利の先高感・先安感による影響を除いたもの。

欧州周縁国向け与信残高(12年3月末現在)

(単位:10億ドル)

		銀行										
		24カ国の銀行合計 ※	欧州の銀行						日本の銀行	米国の銀行	欧州、日本及び米国以外の銀行	
			ドイツの銀行	フランスの銀行	イタリアの銀行	スペインの銀行	スイスの銀行	英国の銀行				
出 先	対外国向け与信総計	25,791	17,545	2,768	2,870	875	1,480	1,793	4,222	2,784	3,181	2,280
	ギリシャ向け (外国向け与信総計に占める割合)	79 (0.3%)	74 (0.4%)	6 (0.2%)	40 (1.4%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)	9 (0.2%)	1 (0.0%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)
	ポルトガル向け (外国向け与信総計に占める割合)	164 (0.6%)	158 (0.9%)	27 (1.0%)	20 (0.7%)	3 (0.4%)	77 (5.2%)	2 (0.1%)	20 (0.5%)	1 (0.0%)	5 (0.2%)	0 (0.0%)
	アイルランド向け (外国向け与信総計に占める割合)	415 (1.6%)	337 (1.9%)	94 (3.4%)	25 (0.9%)	15 (1.7%)	8 (0.5%)	13 (0.7%)	137 (3.3%)	21 (0.7%)	44 (1.4%)	13 (0.6%)
	スペイン向け (外国向け与信総計に占める割合)	572 (2.2%)	504 (2.9%)	140 (5.1%)	115 (4.0%)	26 (3.0%)	— —	19 (1.1%)	85 (2.0%)	21 (0.8%)	42 (1.3%)	4 (0.2%)
	イタリア向け (外国向け与信総計に占める割合)	722 (2.8%)	652 (3.7%)	133 (4.8%)	334 (11.6%)	— —	34 (2.3%)	21 (1.2%)	57 (1.4%)	29 (1.0%)	37 (1.2%)	4 (0.2%)
	5カ国計 (外国向け与信総計に占める割合)	1,951 (7.6%)	1,725 (9.8%)	401 (14.5%)	534 (18.6%)	46 (5.3%)	120 (8.1%)	58 (3.2%)	308 (7.3%)	72 (2.6%)	132 (4.2%)	22 (1.0%)

(資料)BIS「Banking Statistics」

※24カ国は、上記のほか、オーストリア、ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、台湾、フィンランド、インド、ノルウェー、シンガポール、トルコ。

アジアに対する国際与信(BIS統計)

(単位:百万ドル)

アジア9カ国への 国際与信	2011年 6月末(A)	2012年 3月末(B)	11年6月末 →12年3月末 増減(A→B)
国際与信額合計	1,795,192	1,809,339	+0.8% (※)
欧州の銀行	938,740	891,631	▲5.0%
フランスの銀行	124,184	87,591	▲29.5%
ドイツの銀行	101,329	99,332	▲2.0%
オランダの銀行	56,204	54,094	▲3.8%
スイスの銀行	84,540	79,840	▲5.6%
英国の銀行	517,777	520,136	+0.5%
イタリアの銀行	14,501	10,081	▲30.5%
スペインの銀行	26,407	27,443	+3.9%
日本の銀行	204,127	225,176	+10.3%
米国の銀行	367,492	361,723	▲1.6%
その他の国の銀行(※※)	284,833	330,809	+16.1%

(※)11年6月末→12年3月末の増減について、国・地域別では以下の通り。

 対 ASEAN6カ国(ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール): +2.6%

 対 韓国: ▲5.1%

 対 インド: ▲1.9%

 対 中国: +4.1%

(※※)その他の国の銀行は、上記のほか、オーストリア、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、台湾、フィンランド、インド、ノルウェー、シンガポール、トルコ。

(資料)BIS “Banking Statistics”

オリンパス等の不正会計事案への対応について

金融担当大臣発言(抄)(2011年12月16日)

オリンパス社において、長年に亘り損失先送りが行われていたことは、適切な情報開示や投資者保護の観点から極めて遺憾。今後、制度の運用面を含め、所要の点検・検討を行い、適切な再発防止策を講じていく必要。

(1) 企業統治のあり方

証券取引所が設置を求めている独立役員等について、その独立性や役割の明確化等が図られるよう、証券取引所の規則や開示ルールの見直しが必要。

(2) 会計監査のあり方

会計不正に対応するための監査手続き等の充実を図っていく必要。

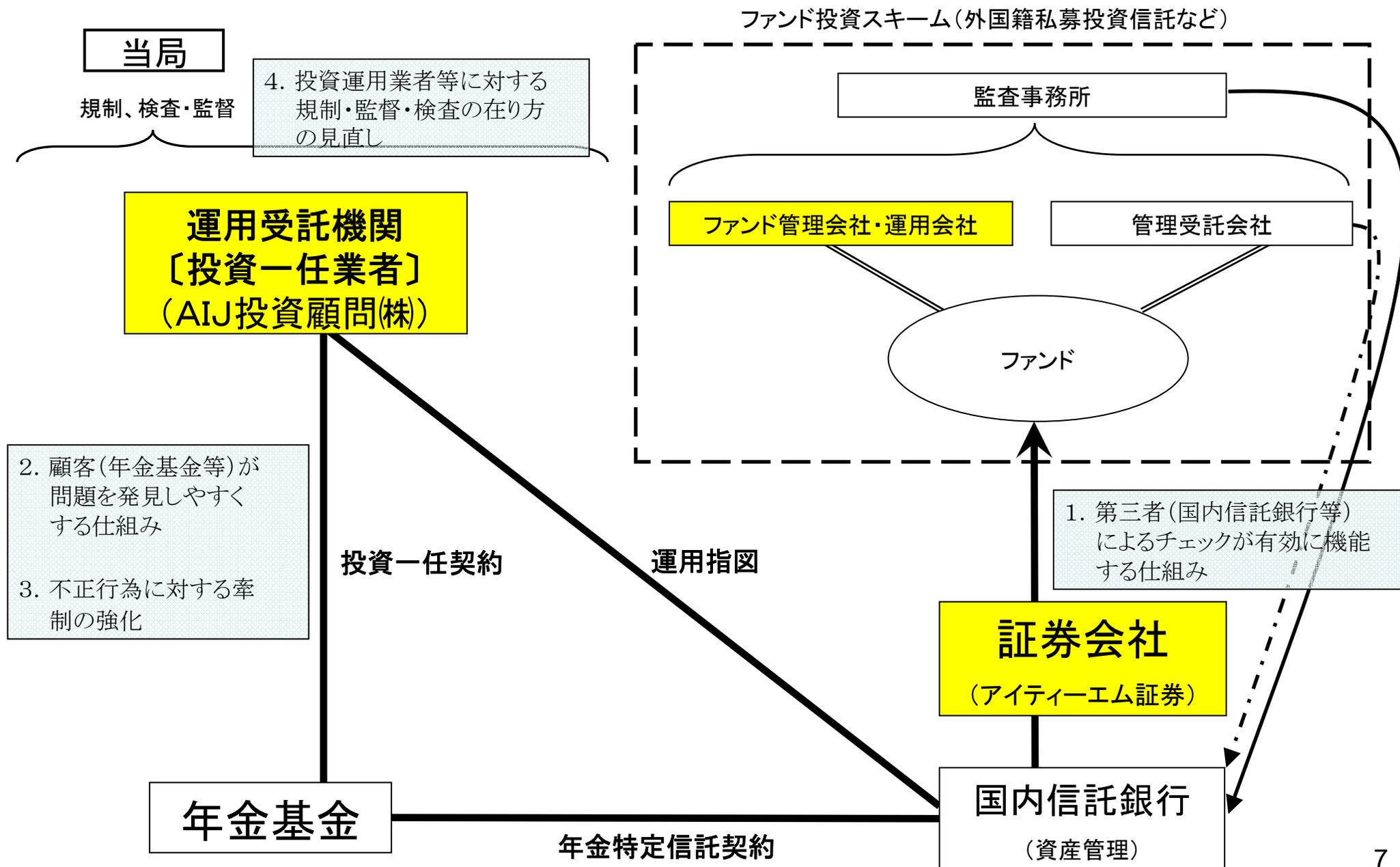
(3) 外部協力者

外部協力者の行為の是正・予防に向けた対応を検討。

(4) 検査・モニタリングの強化等

有価証券報告書等の適正確保のため、検査・モニタリングの強化を図っていくことが必要。あわせて、M&A等に関する開示の充実のための方策について、証券取引所等と連携して検討。

AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)



1. 第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み （「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど）

- (1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
- (2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

2. 顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み （運用報告書等の記載内容の充実など）

- (1) 運用報告書等の記載事項の拡充
- (2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ
- (3) 年金基金の「プロ成り」要件の限定
- (4) 投資一任業者等によるチェック体制の整備

3. 不正行為に対する牽制の強化 （投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化）

投資一任業者等による ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ

4. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

- (1) 事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
- (2) 投資一任業者に対する監督の強化
- (3) 投資一任業者に対する検査の強化
- (4) 検査・監督の強化のための体制整備

公募増資インサイダー問題等への対応

「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

	課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	課徴金額	ファンドの得 た利益
①	平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	5万円	1,455万円
②	平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジ メント	13万円	6,051万円
③	平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	8万円	2,023万円
④	平成24年 6月8日	—	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	・1,468万円 ・6万円	— —
⑤	平成24年 6月29日	—	日本板硝子	平成22年 8月24日	ジャパン・アドバイザー 合同会社	37万円	1,624万円

公募増資インサイダー問題等への対応

法人関係情報の管理態勢に関する点検(平成24年7月3日金融庁より公表)

1. 概要

大型公募増資に係る法人関係情報の管理に関する問題が相次いだ事態を受け、近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社12社に対して、法人関係情報の管理態勢に関する点検を求める。

2. 点検対象

近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社

SMBC日興証券、ゴールドマン・サックス証券、シティグループ証券、JPモルガン証券、大和証券、ドイツ証券、野村證券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、メリルリンチ日本証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、UBS証券

3. 調査内容

(1) 社内組織体制

- 引受部門、法人営業部門、管理部門の体制 等

(2) 法人関係情報の管理状況

- 社内規則やチャイニーズ・ウォール(情報隔壁)の整備状況

- 管理部門によるモニタリング状況 等

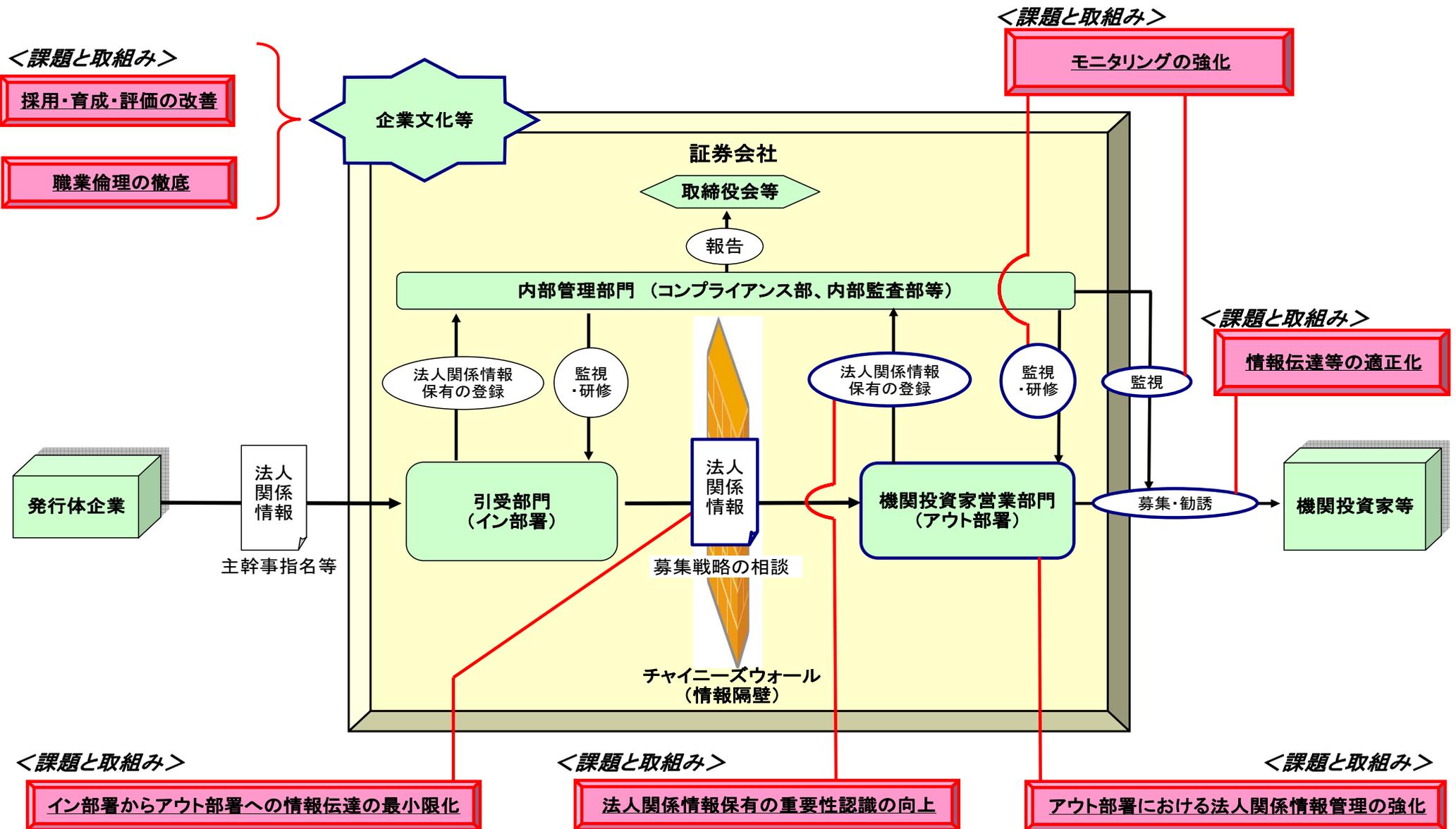
(3) 上記(1)及び(2)に係る課題と取り組み

4. 実施スケジュール

7月3日(火) 点検対象の証券会社に対して報告徴求命令発出

8月3日(金) 点検結果の報告期限

公募増資インサイダー問題への対応



公募増資インサイダー問題等への対応

平成24年7月4日

金融審議会
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 松下 忠洋

金融庁設置法第7条第1項第1号により
下記のとおり諮問する。

記

最近の公募増資に関連したインサイダー取引などを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。

「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)・抄

③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化

成長力の強化を進めるためには、成長のシーズを事業化へと結び付けていくための大胆かつ効果的な規制改革など、成長に結び付くイノベーション、需要を様々な分野で喚起するとともに、官民の適切な役割分担の下、新規事業の立ち上げ等の資金となる成長マネーの供給拡大を図ることも重要である。創業期にある事業等にはリスク性の資金が十分に行き届いておらず、経済の活性化を阻む要因の一つとなっている。また、資金を仲介する金融・不動産産業自身も伸び悩んでおり、仲介機能を適切に発揮していくことを通じ、成長力を高めていくことが求められる。このため、企業の成長、事業の再生・再編及び起業等をファイナンスする成長マネーの供給を拡大し、事業の目利きを適切に行いつつ、必要な資金が新たな成長産業・市場に提供されるよう、金融資本市場の機能強化を推進する。さらに、金融産業の成長力・競争力強化や不動産投資市場の活性化等を図る。…

〔金融戦略〕

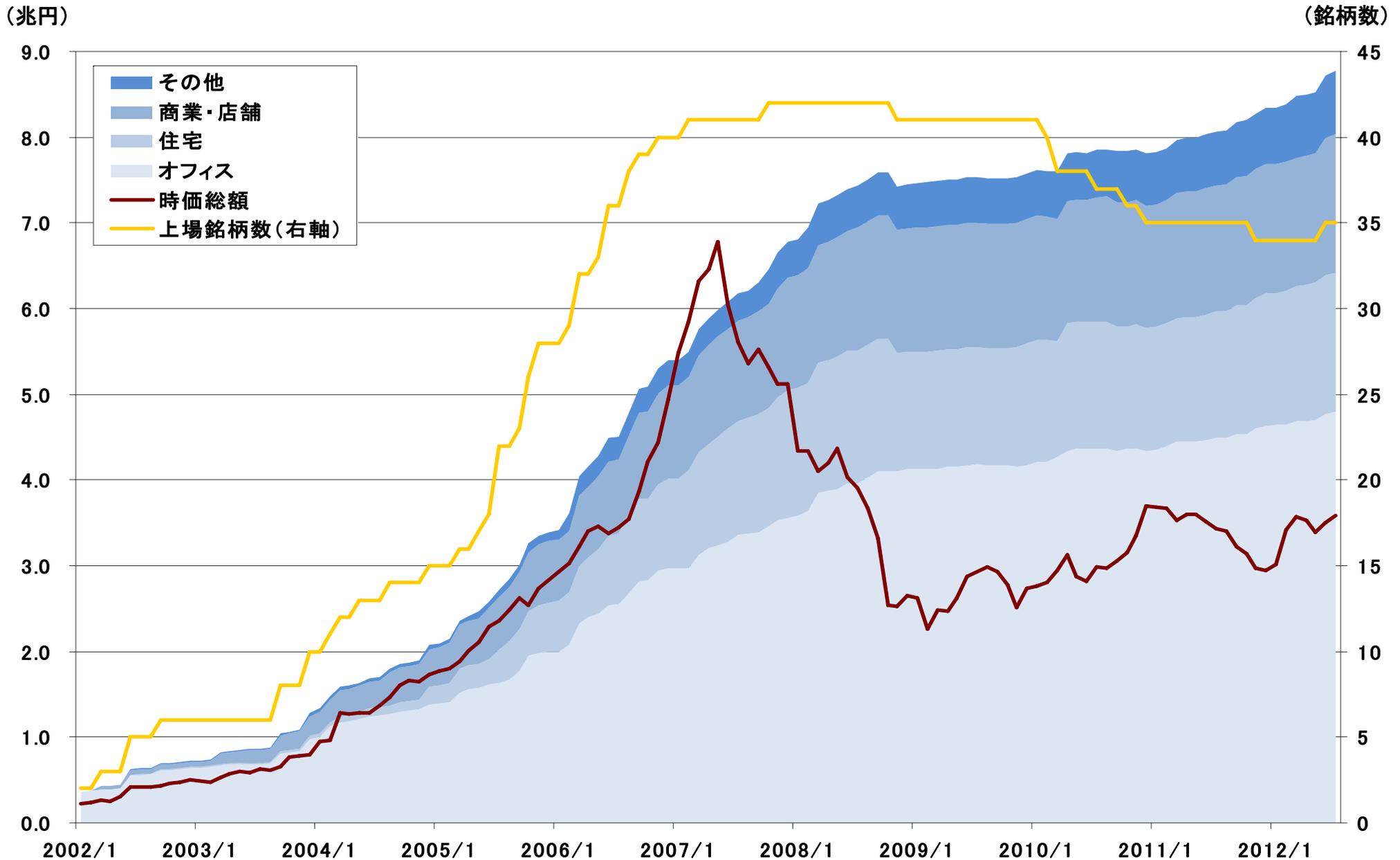
(中略)

(重点施策:国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大)

…さらに、Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。

(以下略)

Jリート資産規模・時価総額等の推移



(出所) 公表資料よりARES作成

投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ

平成24年1月27日

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

諮 問 事 項

○ 投資信託・投資法人法制の見直しについての検討

国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、以下のような観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討。

一 投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等

二 投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等